

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23330003

研究課題名(和文)ギリシア・ローマ民事訴訟再検討 - 裁判手続と法廷弁論

研究課題名(英文)The Civil Procedure of Greek and Roman Law -A Parallel Study-

研究代表者

葛西 康德 (KASSAI, YASUNORI)

東京大学・人文社会系研究科・教授

研究者番号：80114437

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,400,000円

研究成果の概要(和文)：古代ローマの民事訴訟とギリシア(特にアテナイ)の民事訴訟をパラレルなものとして比較することを通じ、従来看過されていた両者の特徴を提示することを目的とする。本研究により、以下の点が明らかになった。ギリシア民事訴訟に関して、官職者(アルコン)が訴訟遂行前と遂行上、非常に重要な機能を営んでいる。特に訴訟前では、仲裁および予審手続が重要で、ローマ民事訴訟に関して官職者(プラエトル)のみならず、裁判人(ユードゥクス)が、やはり重要な役割を担っている。特に、裁判人への責任追及訴訟が存在する。さらに、ギリシアにおける法廷弁論書における専門用語、ローマ法文献における日常用語の重要性も指摘することができた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to compare Greek civil procedure with Roman as parallel phenomena in the ancient world. The following points have become visible. Firstly, the role of officials (archon) is important both before and in the litigation. Before it, he behaves as arbitrator or pretrial judge. Secondly, the role of the judge (iudex) as well as the official (praetor) should not be overlooked. The judge is sometimes accused of his mal behavior by the party. Thirdly, the technical terms in Greek forensic speeches and non-technical words in Roman legal literature should be taken seriously.

研究分野：コモン・ロー

キーワード：ギリシア法 ローマ法 法廷弁論 紛争解決 民事訴訟 法廷弁論 訴訟構造 裁判外紛争処理

1. 研究開始当初の背景

従来ローマ法は法律家によって、ギリシア法は歴史家によって研究されてきたため、両民事訴訟をパラレルなものとして比較して考察する試みは、ほとんどなされなかった。また、前者は西洋法の基礎として極めてテクニカルに発達したものであり、後者はデモクラシー（アテネの場合）による素人裁判という対照的イメージから、ギリシア法をテクニカルな視点から分析する視点は持たれなかった。しかし、欧米では、とくにギリシア法研究熱が高まるにつれ、両者のパラレル研究が1970年代から次第に増加し始めていた。本研究は遅ればせながら、このような方法論から従来看過されていた両法の特徴を明らかにすべく、作業を開始した。

2. 研究の目的

本研究は、古代ギリシア・ローマの民事訴訟を、裁判手続、特に弁論手続に至るプロセスに焦点を合わせて、法資料のみならず法廷弁論資料を分析することにより、実証的・総合的に明らかにすることを目的とする。伝統的理解によれば、ギリシア・ローマ法は、その運用や実態はともかくとして、訴訟手続自体は厳格かつ確定したものとされてきた。しかし、最近の研究では手続き自体が必ずしも確定的ではなく、当事者および関係者の解釈や選択の余地を残すものであることが指摘され始め、通説は大きく揺らいでいる。本研究は、「法学と弁論術(レトリック)」に関する長年の共同研究の基礎に立って、手続法と実体法に関する基礎理論的方法的検討、ギリシア・ローマ民事訴訟通説の批判的検討、法廷弁論資料さらに比較裁判資料の精密な分析、を通じて、ギリシア・ローマ民事訴訟を根本的に再検討するものである。

3. 研究の方法

研究目的に従い、以下の課題を設定する。その成果を具体的な形で公表し、内外の批判を仰ぐ。

課題A：手続法と実体法に関する理論的研究 まず、手続法と実体法という概念および両者の区別に関する理論的考察として、ハート(H.L.A. Hart)、オズボーン(R. Osborne)、ハリス(E. Harris)の論争の可否を判断するためには、二つの作業が不可欠となる。第一に、ハート自身の用語分析、第二に、ハートの用法いかんにかかわらず、ギリシア法では曖昧さは実体法、手続法双方に当てはまるか否かの検討である。ギリシア法における手続法と実体法の区別の有無とその基準を考える上での最適の素材として「パラグラフエ(paragraphe)」を、ローマ法においては「特示命令(Interdictum)」を取り上げる。

課題B：共同研究者の各専門分野における法制史個別研究 ここでは、まず、全体の個別研究を以下の三分野に分けたうえで、各分

野においてそれぞれ三つのテーマを設定し、個別研究を行う。

1. ギリシア法「パラグラフエ(paragraphe)」、「相続訴訟」、「二段階裁判再考」の各項目について検討する。

2. ローマ法「特示命令(Interdictum)」、「相続訴訟」、「二段階裁判再考」の項目ごとに検討する。

3. 比較法制史(日本およびフランス)
課題C：日本学術振興会短期招聘によりグラスゴー大学メツガー教授(ローマ法)及びブラウン大学スカフーロ教授(ギリシア法)を囲んで、共同研究会を開催する。

4. 研究成果

それぞれの課題を検討し、ギリシア・ローマ民事訴訟の全体像を提示する。

課題A 手続法と実体法に関する理論的研究。ギリシア法における手続法と実体法の区別の有無とその基準を考える上で最適の素材として「パラグラフエ(paragraphe)」を取りあげ、ローマ法においては、「特示命令(Interdictum)」を取り上げて比較研究をおこなった。またギリシアにおいて「違法提案訴訟(パラノモン)」を取り上げた結果、ギリシアでは、上位法と下位法の区別が現代とは異なる形で存在することが明らかになった。

課題B 共同研究者の各専門分野における法制史個別研究をおこなった。例えば、相続訴訟については、葛西がデモステネス及びイサイオスの法廷弁論を分析し、ローマ法においては、吉村が信託遺贈を分析し、両者の機能について共通点と相違点を明らかにした。

ギリシア・ローマ民事訴訟法の全体的特徴をまとめ、伝統西洋法及び前近代日本法との比較を行ったところ、裁判外手続、例えば仲裁または和解などが非常に重要な機能を有していることが明らかになった。研究分担者西村は、日本中世の「和与」手続を一次資料に基づき解明してきた結果、裁判と裁判外手続(和解、調停)が密接不可分なところから前近代日本法の特徴があるとする。また、研究分担者松本は、近世フランス裁判管轄争いを一次資料により分析してきた結果、特に裁判管轄争いが法システムの中に内在し、全体として矛盾衝突はしないとしている。最後に、ギリシア法のテクニカルな用語の分析(例えばリース及びリリースをどのように理解するかは難問である)の必要性、他方ローマの法学者の著作における非法律的な表現(反語冗談)をどのように評価するかも同様に重要な問題点として指摘した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計44件)

1. 葛西康徳「はじめに - 海を渡ったローマ

- 法 - 」(特集 法典化の 19 世紀 - (ポスト)コロニアル・パースペクティブ)19 世紀学研究 8 号、p.5、2014、査読有
2. 葛西康徳「おわりに - 『二等国連合』 - ミクスト・リーガル・システムの戦略 - 」(特集 法典化の 19 世紀 - (ポスト)コロニアル・パースペクティブ)19 世紀学研究、8 号、p.53-54、2014、査読有
 3. KASAI Yasunori, In Search of the Origin of the Notion of *Aequitas* (*Epieikeia*) in Greek and Roman Law, 廣島法学(Hiroshima Law Review)
 4. 葛西康徳「学問の普及と継受 西洋古典学研究室の場合」(前編) U7 vol.50 2013/7 p.54-57 (後編) U7 vol.51 2013/9 p52-58 査読無し
 5. 葛西康徳「古代ギリシアにおける法(Nomos)の概念について とくに「立法」および「立法者」に焦点をあわせて」国際哲学研究(東洋大学国際哲学研究センター編)、別冊 2「法 概念の時間と空間 法の多様性とその可能性を探る」、p51-60、2013、査読無し
 6. 葛西康徳「インタビュー 開かれた日本の大学へ」大学出版 No.91、p.1-9、2012、査読無し
 7. 葛西康徳「Mixed Academic Jurisdiction - グローバル時代の学士課程」創文季刊 No.3、p.1-3、2011、査読無し
 8. MATSUMOTO, Emi, "Tort Law in Japan," BUSSANI, Mauro & SEBOK J. Anthony (eds.), *Comparative Tort Law* (Edward Elgar Publishing), 2015 刊行予定、査読有
 9. MATSUMOTO, Emi, "Boissonade and Bogisic, a parallel study", International Conference "The Role of Law in the Era of Globalization", Faculty of Law, University of Donga Gorica, Pod Gorica (Montenegro), 2015.3.20
 10. MATSUMOTO, Emi, "Boissonade and Bogisic, a parallel study", International Conference of Japanese and Serbian Scholars "Comparative Law, Codifications, Customary Law, and Mixed Legal Systems", Faculty of Law, Belgrade (Serbia), 2015.3.16
 11. 松本英実【書評】「工藤晶人『地中海帝国の片影 フランス領アルジェリアの 19 世紀』」、法制史研究 64 号(法制史学会年報(2014 年)、2015 刊行予定、査読有
 12. 松本英実【書評】「大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ』東京大学出版会」、国家学会雑誌 128 巻 1・2 号(2015 年 2 月)、2015、p. 査読有
 13. MATSUMOTO, Emi, "Learning Law in the Globalizing World", SEED BOOK 12, Aoyama Gakuin, 2015, p.27-32、□査読有
 14. MATSUMOTO, Emi, "L'idée de système juridique mixte pour comprendre le droit japonais", BRUNET, Pierre, HASEGAWA Ken et YAMAMOTO, Hajime (dir.), *R rencontre franco-japonaise autour des transferts de concepts juridiques* (Les Editions Mare & Martin), 2014, 69-77 査読有
 15. 松本英実「学界回顧 西洋法制史 全般、中世・近世」法律時報 1080 号(86 巻 12 号)、2014、p.326、p.328-329 査読なし
 16. MATSUMOTO, Emi, "Japanese Law of Torts as a Mixed Law", *Aoyama Law Review*, 56.1、2014、p.121-130、査読なし
 17. 松本英実【翻訳】「シーマ・アヴラモヴィチ「セルビア法 ローマ・ビザンツとオーストリアの法伝統の間で」」、国際哲学研究別冊 4『法の移転と変容』(東洋大学国際哲学研究所)P.95-107、2014、査読有
 19. 松本英実「Tony Weir, *Tort Law*, Clarendon Law Series, 2002」AGULI 青山学院大学図書館報 96、p.5、2014、査読なし
 20. 松本英実【翻訳】「レーナ・ファン・デン・ベルク『19 世紀南アフリカにおけるローマン・ダッチ・ローの特異なる存続について』」、19 世紀学研究 8 号、2014、P.7-19 査読有
 21. 松本英実【書評】「長谷川晃編著『法のクレオール序説 異法融合の秩序学』」、法制史研究 63 号(法制史学会年報(2013 年)、p.163-171、2014、査読有
 22. 松本英実「比較憲法の視点」、法律時報 85 巻 5 号、P.49-53、2013、査読有
 23. 松本英実「ミクスト・リーガル・システムと日本法」、比較法研究 74 号、P.206-216、2012、査読有
 24. 西村 安博【書評】「高塩博『國學院大學法学会叢書 2 近世刑罰制度論考-社会復帰をめざす自由刑-』(成文堂、2013 年)」「(法制史学会編『法制史学会年報』第 18 号、2015 年、印刷中) 査読有
 25. 西村 安博【書評】「座談会 日本史の論点・争点 御成敗式目四二条論」[日本歴史学会編『日本歴史』784 号]」「(法制史学会編『法制史研究』第 64 号、印刷中) 査読無し
 26. 西村 安博【書評】小瀬玄士著「鎌倉幕府財産相続法」」「(法制史学会編『法制史研究』第 63 号、成文堂、pp.223-229、2014 年) 査読無し
 27. 西村 安博「私和与か、和与かー日本中世の裁判手続の一断面ー」(近衛通隆監修・公益財団法人陽明文庫編集『陽明叢書 記録文書編 第九輯 法制史料集』所収「月報」27、思文閣出版、2014 年、pp.1-2) 査読有
 28. 吉原達也「レーネル編『永久告示録』上」法学紀要第 56 巻 2015 年 3 月刊、236-274 頁、査読あり
 29. 吉原達也「バハオーフェン『タナキルの伝承』序説抄」日本法学第 80 巻 4 号 2015 年 2 月刊、73-127 頁、査読あり
 30. 吉原達也「『学説彙纂』第五〇巻第一章第一法文について ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』レグラエ論序章」日本法学第 80 巻第 2 号 2014 年 10 月刊、77-105 頁、査読あり
 31. 吉原達也「キケロ『カエキーナ弁護論』巻第 1 号 2014 年 6 月刊、1-37 頁。査読あり
 32. 吉原達也「千賀鶴太郎博士の二つの自暦譜について」日本法学第 79 巻第 3 号 2014 年 1 月刊、41-90 頁、査読あり
 33. 吉原達也「J・シュトルー『法の極み

は不法の極み』日本法学第79巻第2号2013年9月刊、37-108頁。査読あり

34. 吉原丈司・吉原達也編『春木一郎博士・原田慶吉教授・田中周友博士・船田享二博士・武藤智雄教授・千賀鶴太郎博士・戸水寛人博士・池辺義象氏略年譜・著作目録 日本ローマ法学七先生略年譜・著作目録(新訂版) ローマ法・法制史学者著作目録選(第十輯)』2013年9月刊、45+638頁(CD-Rom版)。査読なし
35. 吉原達也・松嶋隆弘・西山敏夫編『法格言集』三修社 2012年12月、500頁。査読なし
36. 吉原達也(書評)「George Mousourakis, *Ius civile in artem redigere: Authority, Method and Argument in Roman Legal Science*(『西洋古代史研究』Acta Academicae Antiquitatis Kiotoniensis)9」法制史研究61(2011)(2012.3), 345-347頁。査読なし
37. 芹澤悟「インゲニウムによる例証と Pap. D. 46, 3, 95, 10」(『フィロロギカ』IX[2014]、14-30頁)
38. 芹澤悟【翻訳】トーマス・フィンケナウアー(著)、「狼にくわえられた豚」(U. ファルク他[編著]、小川他[監訳]『ヨーロッパ史の中の裁判事例』、ミネルヴァ書房、2014年4月、69-97頁)
39. 吉村朋代【書評】「野田龍一著「遺言による財団設立の一論点 シュテデーデル美術館事件と『学説彙纂』D. 28. 5. 62pr. (一)(二・完)』」法制史研究、査読無、64巻、514-518、2015
40. 吉村朋代「基礎法学による「法教育」の必要性について」、広島国際大学教職教室教育論叢、査読無、5号、29-40、2014
41. 吉村朋代「ローマ法における信託遺贈の擬制的解釈」、広島法学、査読無、37巻1号、87-109、2013
42. 吉村朋代「ローマ法における信託遺贈の文言解釈 plus nuncupatum, minus scriptum」、広島法学、査読無、35巻3号、1-24、2012
43. 小川浩三「君はこれをどうやって確かめたのか 表示と異なる内心の意思の証明」専修大学法学研究所紀要39号『民事法の諸問題XIV』、P.1-28、2014、査読無
44. 小川浩三「ドイツの法曹養成 大学と理論研究」、比較法研究73号、P.31-43、2012、査読有

[学会発表](計43件)

1. 松本英実「日本法の近代化を再考するボワソナードとボギシッチ」比較国制史研究会、一橋大学、2015年1月11日
2. MATSUMOTO, Emi, "Boissonade and Bogisic, a parallel study", International Conference "The Role of Law in the Era of Globalization", Faculty of Law, University of Donga Gorica, Pod Gorica (Montenegro),

2015.3.20

3. MATSUMOTO, Emi, "Boissonade and Bogisic, a parallel study", International Conference of Japanese and Serbian Scholars "Comparative Law, Codifications, Faculty of Law, Belgrade (Serbia), 2015.3.16
5. MATSUMOTO, Emi, "Japanese Law of Torts as a Mixed Law", Writing Japanese Law in English -A Conference on Comparative Approaches to Japanese Law and Common Law-, Clare Hall, Cambridge (United Kingdom), 2014.8.26
6. MATSUMOTO, Emi, "Legal treatment for a missing person --- Japanese law to be applied in Odysseus' case", International Conference "Odysseus and the Odyssey" Fondation Hardt, Geneva (Switzerland), 2014.8.22
7. MATSUMOTO, Emi, and KASAI Yasunori, "Mixed legal system in Japan", Novi Sad (Serbia), 2014.4.29
8. MATSUMOTO, Emi, KASAI Yasunori, "Mixed legal system in Japan with special reference to tort law", Belgrade (Serbia), 2014.4.28
9. 松本英実「法源論のための比較の試み セルビア・モンテネグロと日本」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、2014年3月15日
10. 松本英実「ミクスト・リーガル・システムと日本法」法学研究会(青山学院大学)2013年11月20日
11. MATSUMOTO, Emi, "Japanese Tort Law from the perspectives of Mixed Legal System," TOPS Symposium 'Roman Law and Civilian Tradition -Japan and Scotland-' (Ross Priory, University of Strathclyde), 2013.8.26
12. MATSUMOTO, Emi, "Conflicts of jurisdictions seen from the viewpoint of authority - French commercial courts and the ordinary courts under the Old Regime (Authority of legal texts examined through the conflicts of courts and the publication of laws)," 21st British Legal History Conference 'Law and Authority' (University of Glasgow, United Kingdom), 2013.7.11
13. MATSUMOTO, Emi, "Searching for the Customary law in Japan: is Japanese Law a mixed system of the Civil law and the 松本英実「グローバル法と比較法の関係」、『グローバル化』による法の変容可能性」研究会(紀州鉄道熱海ホテル)、2013年4月13日 Customary law?" Southern African Society of Legal Historians Conference May 2013 'Ius est ars boni et aequi' (Kwa Maritane, South Africa), 2013.5.13
14. MATSUMOTO, Emi, "Conflict of courts, or conflict of jurisdictions, revisited," 比較国制史研究会(北海道大学東京オフィス)、2013年3月17日
16. 松本英実「ミクスト・リーガル・システム論の意義」シンポジウム「ミクスト・リーガル・システム論の展開 法政コミュニケーション学科の研究教育をどう活かすか」新潟大学、2013年2月23日

17. 松本英実「ミクスト・リーガル・システム論の展開」国際シンポジウム「日加比較の新たな視点—ミクスト・リーガル・システム論の展開」新潟大学、2012年11月11日
18. 松本英実「ディエゴ・ザンカーニ Diego Zancani”Decrees, Laws and Statutes in Northern Italy between 16th and 17th centuries”へのコメント」法制史学会東京部会第243回例会、東京大学、2012年10月20日
19. MATSUMOTO, Emi, “L’idée de juridiction mixte (ou système mixte) pour comprendre le droit japonais,” Xème séminaire franco-japonais de droit public (Groupe d’études de droit public franco-japonais) « Transferts des concepts juridiques en droit public » (Université de Kyoto), 2012.9.17
20. 松本英実「混合法の観点」、法制史学会東京部会第242回例会「信託法の国際的変容—比較法制史の観点から」(立教大学)、2012年9月15日
21. 松本英実・葛西康德「パーマー教授の混合法系理論 ルイジアナ法からの広がり」と日本法への示唆」第1回混合法研究会、東京大学、2012年6月8日
22. MATSUMOTO, Emi, Comments, “Sources of Law in an Age of Globalization: From the Perspective of Mixed Legal Systems”, 九州大学法政学会シンポジウム、九州大学、2012年6月4日
23. 松本英実「ミクスト・リーガル・システムと日本法」、比較法学会第75回学術総会ミニシンポジウムC(京都大学)、2012年6月2日
24. MATSUMOTO, Emi, “Sources of Law and Mixed Legal Systems,” Research seminar: Sources of Law in the Globalization (Campus Plaza Kyoto), 2012.5.31
25. 松本英実「比較法研究からのコメント」、「法の流通」研究会、東京大学東洋文化研究所、2012年2月12日
26. 松本英実「法典化」の19世紀」、19世紀学学会・19世紀学研究所国際シンポジウム「法典化」の19世紀 (ポスト)コロンニアル・パースペクティブ」(新潟大学)、2012年2月4日
27. 葛西康德「法源としての学説と条理 Law Books in Action と Tony Honore Ulpian, 2nd ed.の紹介」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、2014年3月15日
28. 葛西康德「東京大学草創期の授業再現(東京大学大学院人文社会系研究科「多分野交流演習」授業について)」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、
29. KASAI, Yasunori, Tony Honore on *aequitas (epieikeia)*” (Symposium “Roman Law and Civilian Tradition -Japan and Scotland- ” , Ross Priory, U.K. 2013.8.26
30. KASAI, Yasunori, “ The authority of law in the Greek forensic oratory-the law as evidence and the lawgiver ” 21st British Legal History Conference ‘ Law and Authority ’ (University of Glasgow, United Kingdom), 2013, 7.11
31. KASAI, Yasunori, “ Philosophical foundations of the notion of *aequitas(epieikeia)* in Greek and Roman Law ” Southern African Society of Legal Historians Conference May 2013 ‘ Iustest ars boni et aequi ’ (Kwa Maritane, South Africa) 2013.5.13
32. KASAI, Yasunori, “ The notion of ‘ uncanny ’ in Ancient Greece ” The 2013 IEEE International Conference on Robotics and Automation (ICRA 2013), Karlsruhe, Germany, 2013.5.13
33. 葛西康德「Adele Scafuro, Boudewijn Sirks 教授の研究と講演会趣旨」連続講演会「ギリシア法・ローマ=オランダ法講演会」、東京大学、大阪大学、2013年3月20日~4月1日
34. 葛西康德「法政コミュニケーション学科(1995-2003年度)の経験 成果と問題システム論の展開 法政コミュニケーション学科の研究課題をどう活かすか」新潟大学、2013年2月23日
35. 葛西康德「古代ギリシアにおける法(Nomos)の概念について とくに「立法」に焦点をあわせて 」シンポジウム「<法>概念の時間と空間 <法>の多様性と その可能性を探る」東洋大学国際哲学研究センター、2012年12月15日
36. 葛西康德「ギリシア民事訴訟制度研究史」ギリシア・ローマ民事訴訟研究会、追分温泉、2012年11月3日
37. 葛西康德「グローバル教育について」国際シンポジウム「日加比較の新たな視点—ミクスト・リーガル・システム論の展開」新潟大学、2012年11月11日
38. 葛西康德「パネルディスカッション『東大新図書館を考える』」シンポジウム「東大新図書館を考える：文字・書物・読書の現在」東京大学、2012年10月20日
39. 葛西康德「グローバル化の中のイギリスと日本 Being a Frontier Man (Woman) - ロンドンオリンピック2012に寄せて」両国高等学校、言語能力向上推進事業・講演会、両国高等学校、2012年10月19日
40. 葛西康德「ステリオス・トフアーリス『モモン・ローとヒンドゥー法 その邂逅からインド契約法成立まで』解説」第2回混合法研究会、東京大学、2012年9月13日
41. 葛西康德・松本英実「パーマー教授の混合法系理論 ルイジアナ法からの広がり」と日本法への示唆」第1回混合法研究会、東京大学、2012年6月8日
42. KASAI, Yasunori, Comments, “ Sources of Law in an Age of Globalization: From the Perspective of Mixed Legal Systems ” 九州大学法政学会シンポジウム、九州大

- 学、2012年6月4日
43. 吉村 朋代 「信託と信託遺贈
D.36,2,26,1 ; D.36.1.48.」ローマ法
研究会、2015年03月14日、京都大学

〔図書〕(計5件)

1. 葛西康徳 『法律家としての William Jones-Bailment and Speech of Isaeus』 Rindas 伝統思想シリーズ、龍谷大学現代インド研究センター、2012年、25頁
2. シイエス著、稲本洋之助・伊藤洋一・川出良枝・松本英実訳 『第三身分とは何か』 岩波文庫、2011年、257頁
3. 『民法』、小川富之、吉村朋代、土居俊平、竹田智志、大島一悟、廣瀬孝壽、下田大介、古川環子、宍戸育世、八千代出版、2015、291頁
4. 『リーガル・マキシム 現代に生きる法の名言・格言』、吉原達也、西山敏夫、松嶋隆弘、吉村朋代、大久保拓也、根本晋一、小菅成一、金光寛之、矢田尚子、高須則行、樞祐輔、瀧川修吾、杉山幸一、高岸直樹、小針健慈、杉山和之、山下良、胡光輝、松嶋丈晴、三木千穂、川村佑紀、萬澤陽子、菊池肇哉、山田亮介、橋本直樹、浜崎昌之、宮下義樹、木精舎、2012、514頁
5. U・ファルク・M・ルミナティ・M・シュメーケル【著】小川浩三・福田誠治・松本尚子【監訳】『ヨーロッパ史のなかの裁判事例 ケースから学ぶ西洋法制史』(ミネルヴァ書房) xxii + 445頁、2014

ホームページ等

1. <http://portalanalitika.me/clanak/180632/udg-konferencija-o-ulozi-prava-u-eri-globalizacije>
2. <http://www.ninamedia.rs/ftp/pravni/18.03.2015/>
3. <http://www.ius.bg.ac.rs/vesti-cir.htm#дани>

6. 研究組織

(1)研究代表者

葛西 康徳 (KASAI YASUNORI)
東京大学・大学院人文社会系研究科
(文学部)・教授
研究者番号：80114437

(2)研究分担者

松本 英実 (MATSUMOTO EMI)
青山学院大学・法学部・教授
研究者番号：50303102

吉原 達也 (YOSHIWARA TATUYA)
日本大学・法学部・教授
研究者番号：80127737

西村 安博 (NISHIMURA YASUHIRO)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：90274414

(3)連携研究者

芹澤 悟 (SERIZAWA SATORU)
亜細亜大学・法学部・教授
研究者番号：10163122

小川 浩三 (OGAWA KOUZOU)
専修大学・法学部・教授
研究者番号：10142671

吉村 朋代 (YOSHIMURA TOMOYO)
広島国際大学・心理学部・准教授
研究者番号：70284148

林 智良 (HAYASHI TOMOYOSHI)
大阪大学・法学部・教授
研究者番号：90258195